

長柄町広報ながら有料広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長柄町が発行する広報紙「広報ながら」(以下「広報」という。)の広告掲載の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載の範囲)

第2条 掲載する広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令、条例、規則等に違反するもの
- (2) 広報の公共性及び公益性、品位を損なうおそれのあるもの
- (3) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2号に掲げる営業に該当するもの
- (4) その他掲載する広告として妥当でないと認められるもの

(掲載位置)

第3条 広告を掲載する位置は町が決定する。

(広告主の募集)

第4条 広告主の募集は、町のホームページ及び広報等により公募する。

(広告掲載の申込)

第5条 広告を掲載しようとする者(以下「広告主」という。)は、広報ながら有料広告掲載申込書(別記様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 業務内容等を明らかにする書類(会社案内、パンフレット等)広告主が個人の場合は身分証明証等
- (2) 掲載しようとする広告案

2 申込締切りは、広報発行日の30日前とする。

3 広告の申込みは、1掲載号につき1件限りとする。

(広告掲載の決定等)

第6条 町長は、前条第1項の申込書を受理したときは、掲載の可否を決定の上、広報ながら有料広告掲載許可(不許可)通知書(別記様式第2号)により広告主に通知するものとする。

2 町長は、広告主が掲載枠数を超えるときは、次の順により決定するものとする。
なお、同順位のものの中には、先着順とする

- (1) 公社、公団、公益法人及びそれに類するもの
- (2) 公共的性格のある企業で、町内に事業所等を有するもの
- (3) 前2号に掲げるもの以外の私企業又は自営業で町内に事業所等を有するもの
- (4) その他、私企業又は自営業等

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は掲載1回につき、1号広告(縦5cm×横18cm)10,000円、2号広告(縦5cm×横9cm)5,000円とする。

(広告掲載料の納入)

第8条 広告の掲載料は、掲載決定後、町長が指定する期日までに町の発行する納付書により広告掲載料を一括前納するものとする。

(広告主の責任)

第9条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載料の還付)

第10条 納付済みの広告掲載料は原則還付しない。ただし、町の都合により広告の掲載ができなくなったときは、この限りではない。

(広告内容等の変更要求)

第11条 町長は、広告の内容、デザイン等が各種法令に違反している場合、若しくはそのおそれがある場合、又はこの要綱に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 町長による広告内容の変更要求に対し、広告主が応じないとき。
- (4) その他、広告掲載が適切でないと町長が判断したとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成21年7月1日から施行する。

別記第1号様式（第5条関係）

広報ながら有料広告掲載申込書

年 月 日

長柄町長 様

申込者 住 所（所在地）
氏 名（名称）
連絡先 TEL
E-mail
担当者氏名

「広報ながら」に広告を掲載したいので、下記のとおり申込ます。

1．掲載希望月 年 月号

2．広告サイズ 1号広告・2号広告（ で囲む）

3．添付書類

- (1) 業務内容等を明らかにする書類（会社案内、パンフレット等）広告主が個人の場合は身分証明証等
- (2) 掲載しようとする広告案